

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 (JBLSF)

私的海外活動における保険加入基準

(目的)

第1条 本基準は、海外におけるボブスレー、リュージュ及びスケルトンの競技会参加、滑走練習、合宿その他の私的海外活動に伴う事故、傷害、疾病、救援、賠償責任、用具損害その他のリスクに備えるため、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下「JBLSF」という。）が、私的海外活動に参加する者に対して加入を求める保険の最低基準を定めることを目的とする。

(位置づけ)

第2条 本基準は、別に定める私的海外活動及び国際ライセンス申請規程に基づく下位基準として、私的海外活動の承認審査における保険確認の基準を定める。

2 本基準において使用する「私的海外活動」は、同規程に定める私的海外活動と同義とする。

3 本基準に基づく確認は、活動参加者が加入する保険の補償内容、保険金支払、免責事項、保険会社又は保険代理店の判断を保証するものではない。

(適用範囲)

第3条 本基準は、JBLSFの承認を受けて私的海外活動を行う選手、コーチ、スタッフ、帯同責任者、技術指導者その他の関係者（以下「活動参加者」という。）に適用する。

2 連盟資産を使用する場合は、本基準のほか、所有資産管理規程に定める保険、費用負担、破損報告及び記録管理に関する事項を適用する。

(加入義務)

第4条 活動参加者は、私的海外活動の申請時に、本基準に定める補償内容を満たす海外旅行保険その他必要な保険について、保険証券の写し、加入証明書、見積書又は補償内容を確認できる資料をJBLSFに提出しなければならない。

2 見積書を提出した場合、活動参加者は、出発前までに、当該保険への加入を証する保険証券の写し又は加入証明書をJBLSFに追加提出しなければならない。

3 JBLSFは、活動参加者から希望があった場合、JBLSFが海外活動において利用実績のある保険商品、保険会社又は保険代理店等に関する情報を紹介することができる。ただし、当該紹介は保険加入の斡旋、代理、保証又は推奨を意味しない。

4 保険契約の申込み、加入手続、保険料の支払い、補償対象の確認、保険金請求その他保険契約に関する一切の手続及び費用負担は、活動参加者本人の責任において行うものとする。

(必須補償内容)

第5条 活動参加者が加入する保険は、次の各号に掲げる補償内容をすべて含むものとする。

(1) 傷害治療費用及び疾病治療費用（海外）：海外における傷害又は疾病による治療費、入院費、手術費等を補償するものであり、補償額はそれぞれ1,000万円以上とする。

(2) 救援者費用（Rescue / Repatriation）：救助費用、医療搬送費、緊急帰国費用等を補償するものであり、補償額は1,000万円以上とする。

(3) 賠償責任保険（Third Party Liability）：他者への損害賠償責任及び施設・備品等の破損を補償するものであり、補償額は1億円以上とする。

(4) 携行品損害：ソリ、ランナー、装備品その他携行品の盗難、破損又は輸送中の損害を補償するものであり、補償額は20万円以上とする。ただし、連盟資産を使用する場合は、当該資産の価額、輸送方法及び使用形態に応じ、JBLSFが必要と認める補償又は代替措置を確認する。

(5) 競技中、練習中及び公式トレーニング中の事故補償：ボブスレー、リュージュ及びスケルトンその他スライディングスポーツに起因する事故が補償対象となること。危険スポーツ特約その他これに相当する特約が必要な場合は、当該特約が付帯されていること。

(6) 旅行関連補償（推奨）：フライト遅延、手荷物遅延又は紛失、パスポート再発行費用その他旅行関連補償については、加入を推奨する。

2 前項第5号の確認は、保険証券、補償内容説明書、特約明細、保険会社又は保険代理店の確認書面その他補償内容を確認できる資料により行うものとする。

(未成年参加者に関する特則)

第6条 未成年の活動参加者については、前条のほか、次の各号を満たさなければならない。

(1) 親権者又は法定代理人による保険加入同意及び私的海外活動参加同意書の提出

(2) 医療行為、緊急搬送、入院、手術、緊急帰国その他緊急時対応に関する親権者又は法定代理人の同意書の提出（日本語版及び英語版の双方を原則とする。）

(3) 親権者又は法定代理人その他緊急連絡先及び緊急時の連絡体制の明確化

(4) 帯同責任者又は引率者の配置

2 未成年の活動参加者について、前項に定める書類の提出又は確認ができない場合、JBLSF は当該未成年者の私的海外活動への参加、滑走参加又は連盟資産の使用を認めないことができる。

（確認体制）

第7条 HPAD 及び事務局は、私的海外活動の申請時に、本基準に基づく保険加入状況及び提出資料を確認する。

2 未成年者、高リスク活動、医療上又は安全上の懸念がある活動については、医科学・安全担当又は Safeguarding Officer が必要な確認を行うことができる。

3 連盟資産を使用する活動については、Material Officer 又は資産管理責任者が、所有資産管理規程との整合を確認する。

4 本条に基づく確認は、保険契約の有効性、補償範囲、保険金支払又は免責事項を JBLSF が保証するものではない。

（不備への対応）

第8条 活動参加者が本基準を満たす保険に加入していない場合、又は本基準に定める書類若しくは補償内容の確認ができない場合、JBLSF は当該者の私的海外活動への参加、滑走参加又は連盟資産の使用を認めないものとする。

2 見積書を提出した活動参加者が、出発前までに保険証券の写し又は加入証明書を提出しない場合も、前項と同様とする。

3 JBLSF は、前二項の場合、私的海外活動の承認を取り消し、又は当該活動への参加を保留することができる。

4 活動参加者は、保険加入内容の不備又は確認書類の未提出により私的海外活動への参加、滑走参加又は連盟資産の使用が認められない場合であっても、これにより生じる交通費、宿泊費、キャンセル料その他一切の費用又は損害について、JBLSF に請求することはできない。

（事故発生時の報告及び保険請求）

第9条 活動参加者は、事故、傷害、疾病、救援、賠償責任、用具損害、連盟資産の破損又は保険請求を要する事案が発生した場合、人命及び安全確保を最優先し、可能な限り速やかに JBLSF へ第一報を行い、発生を知った時から24時間以内に所定の報告を行わなければならない。なお、その窓口は事務局、または HPD および HPAD、のいずれかとする。

2 活動参加者は、保険金請求に必要な事故証明、医療記録、領収書、写真、保険会社又は代理店との連絡記録その他必要資料を自己の責任において取得し、JBLSF から求められた場合は提出しなければならない。

（JBLSF の免責）

第10条 JBLSF は、活動参加者が加入した保険の補償内容、保険金の支払可否、支払額、免責事項その他保険契約上の判断について、いかなる保証も行わない。

2 活動参加者が本基準に基づき保険に加入した場合であっても、当該保険により補償されない損害、費用又は責任については、活動参加者本人が負担するものとする。

3 活動参加者は、加入する保険の補償対象、支払限度額、免責事項及び補償対象外事項を自己の責任において確認しなければならない。

（記録保存及び HP 本部会への報告）

第11条 事務局又は事務局 PMO は、本基準に基づく保険証券、加入証明、見積書、補償内容確認資料、未成年者同意書、事故報告、保険請求関連資料その他必要資料を、所定の保管先に保存する。

2 保険不備、重大事故、医療搬送、救援、未成年者事案、連盟資産の重大破損又は保険請求を要する事案については、HPD 又は HPAD が HP 本部会へ必要な範囲で報告する。

（改廃）

第12条 本基準の改廃は、理事会の決議又は理事会が定める手続により行う。

附則

1 本基準は、2026年6月1日から施行する。

2 本基準は新設基準であり、施行前に作成された保険確認に関するドラフト、様式又は運用メモは、本基準に抵触しない範囲で参考資料として取り扱う。

3 2026年7月29日一部改定。同日以後に開始する私的海外活動に適用する。

4 2026 年 6 月 1 日から本基準の施行日の前日までに提出又は確認された保険証券、加入証明書その他の資料は、本基準に基づく確認記録として取り扱う。

5 本基準の施行日前に開始した活動について、新たな保険加入、補償額の増額又は特約の追加を遡及して求めない。